

柏市版小型家電リサイクル について

平成26年7月28日(月)

柏市環境部廃棄物政策課

1

「小型家電」とは？

ご家庭の電気や電池で動く家電製品が広く対象となります。※



この他にも電子レンジや掃除機など100品目以上の小型家電が対象です。

※テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、乾燥機の家電4品目は、これまでどおり「家電リサイクル法」の対象です。「小型家電リサイクル法」の対象ではありません。
詳しくは家電小売店、市町村へお尋ねください。

(環境省作成リーフレットから抜粋)

2

なぜ「小型家電リサイクル」？

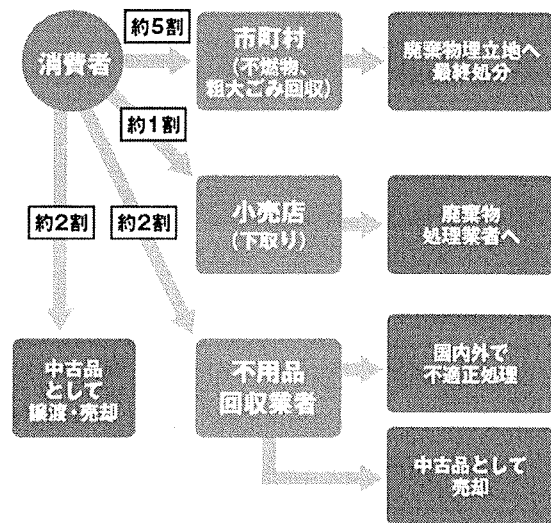
資源の有効利用

鉄・アルミ・貴金属・レアメタル等の有用な金属が含まれています。

環境汚染防止

現在、一部の例外を除いて、大半が埋立地に処分されています。

現在の使用済小型家電の主なフロー

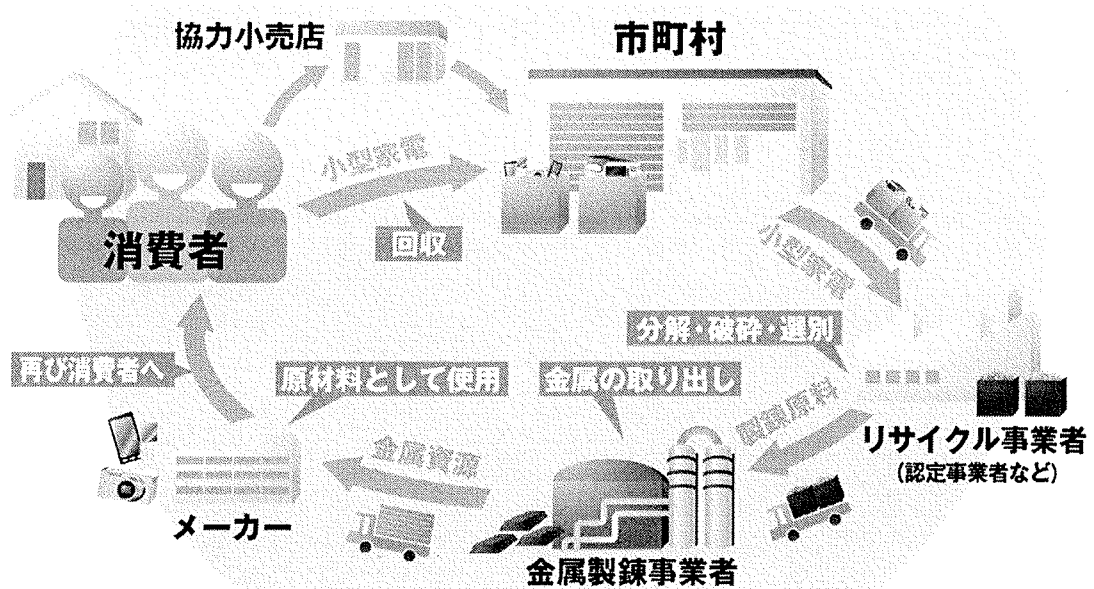


(環境省作成リーフレットから抜粋)

3

どのようにリサイクルされる？

適切に処理され、下記のルートで資源になります。



(環境省作成リーフレットから抜粋)

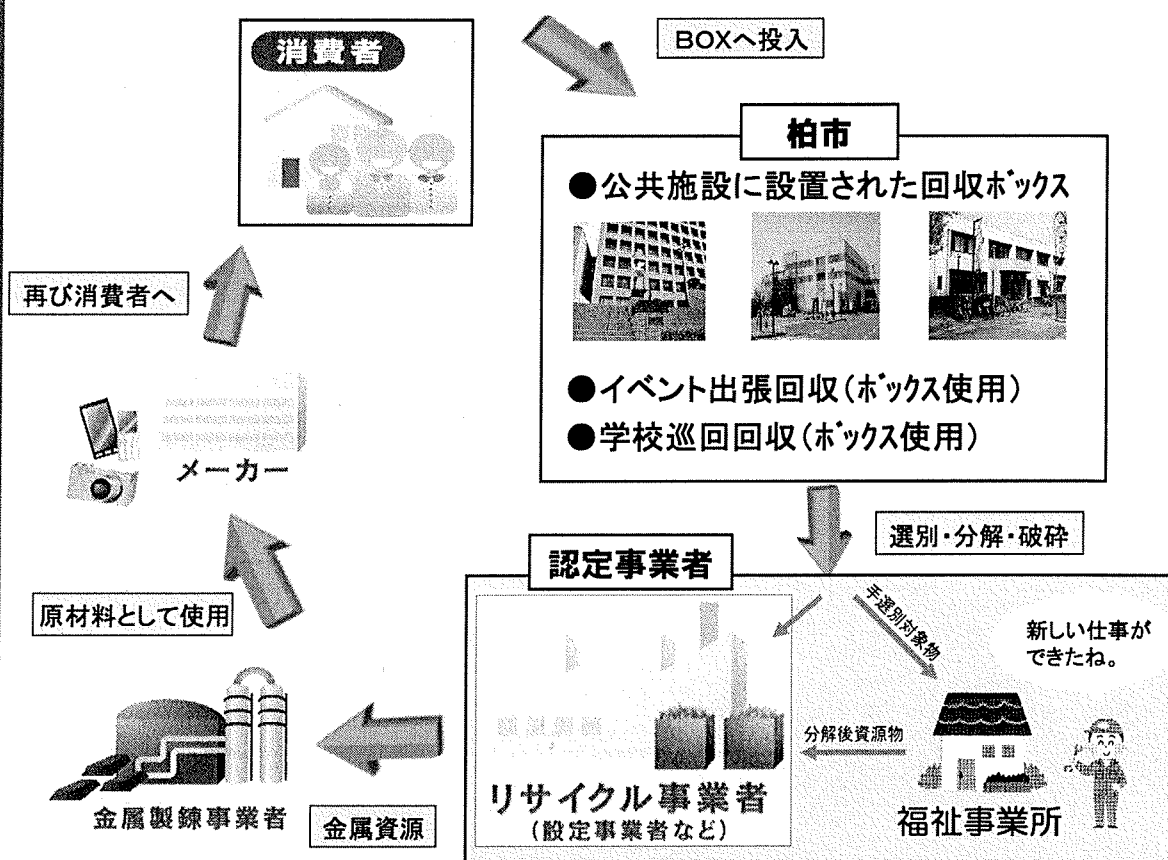
4

柏市の取組み 基本的な考え方

- ①レアメタルの再資源化と廃棄物の適正処理が目的
- ②持続できる仕組みの構築を目指し、まずは、
対象品目や回収方法を絞り込んで実施
- ③国の実証事業を活用してスタート
- ④旧柏地域と旧沼南地域は同一制度で実施
…鎌ヶ谷市とも連携して広域化
- ⑤「環境教育」や「福祉の就労支援」の視点を検討

5

柏市版小型家電リサイクルの全体像



国の実証事業を活用してスタート

- 去る6月13日に、連携する再資源化事業者から国に対し、事業申請書を提出しました。

※連携市町村：柏市・鎌ヶ谷市（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合）

実証事業とは？

小型家電リサイクル制度への参加を促すため、小型家電リサイクルを実施するために必要な物品・役務を国から市町村に提供するもの。

実証事業を申請する際は2種類の申請方法がある。

- ①市町村提案型…市町村が提出した実施計画を基に国がコンサルタント事業者を選定し、市とコンサルタントの協議により、準備作業や引渡事業者選定を行う。
- ②再資源化事業者提案型…申請前に市と事業者の間で連携合意をしたうえで、事業者から国へ実施計画を提出。連携合意に至るまでに重ねた協議内容に則り、事業者が各種事務や調整を行う。

- 採択の発表は8月上旬頃を予定。

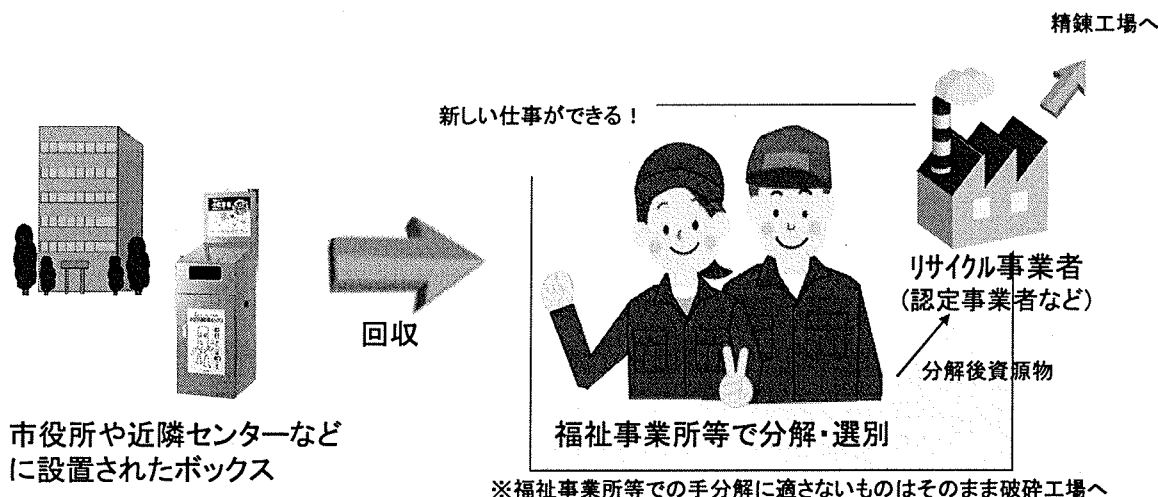
7

事業申請のポイント①： 「福祉の就労支援」の視点

- 福祉にも波及効果を期待

分解や選別作業を障害者の就労の場として活用します。

また、小型家電回収ボックスからの回収作業もお願いします。



8

事業申請のポイント②：対象品目

●品目を絞って回収

- ・特定対象品目に限る。(特定対象品目：資源性と分別のしやすさから特にリサイクルするべき品目として国が指定するもの)
- ・ボックスの投入口に入るもののみ。(約30cm×15cm)
- ・民間の回収ルートが確立しているものは除く。(パソコ)



9

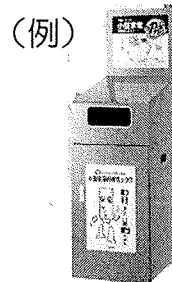
事業申請のポイント③：回収方法

●回収方法

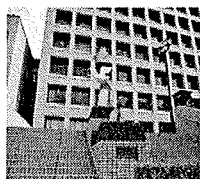
①ボックス回収

個人情報保護や異物混入の防止への対策のために

- ⇒ ・公共施設への設置が基本
・広報等による事前周知を実施



※設置予定施設－16箇所を予定(旧沼南地域含む)



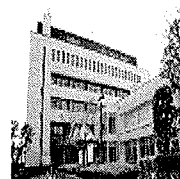
柏市役所本庁舎



北部クリーンセンター
南部クリーンセンター
リサイクルプラザ



近隣センター
柏の葉サービスコーナー
アミューゼ柏



沼南庁舎

②イベント出張回収

地域のイベント時などに、事前周知を図り、イベント会場にボックスを臨時に設置し、来場に合わせて、小型家電を持参していただく。

10

事業申請のポイント④：その他

●回収見込量 ⇒ 450kg/月

千葉県内で、先行してボックス回収を実施していた3市（千葉市・船橋市・市川市）の回収実績や人口から算出。

●広報の方法

- ①市広報紙，市ホームページ，ツイッター等市の広報媒体による周知
- ②チラシを作成し，新聞への折込みによる全戸配布
- ③柏駅周辺での電子看板デジタルサイネージや横断幕を活用した広報
- ④公共施設や町会，鉄道駅等の掲示板等を活用したポスター掲示

11

今後のスケジュール案

平成26年8月上旬	選定結果通知
9月下旬	環境省や事業者と調整を開始
9月下旬	物品調達，広報活動開始
秋以降	実証事業開始
平成27年4月以降	市の事業として継続

※ 実証事業の採択結果や，国や関係団体・事業者等と事業計画の詳細を詰めていく中で，記載内容が変更となる場合があります。

12

(参考資料・特定対象品目一覧)

特定対象品目について

○特定対象品目は、標準的なケースにおいて無償での引渡しが可能となる品目群を試算した結果を踏まえて、消費者のわかりやすさなども勘案し、以下の品目とします。

対象品目（「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」に記載）	
1	携帯電話端末・PHS端末、 パーソナルコンピュータ（モニターを含む） ※ ※これらには、タブレット型情報通信端末を含む ← 柏市では対象外
2	電話機、ファクシミリ
3	ラジオ
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ
5	映像用機器（DVDビデオ、HDDレコーダ、BDレコーダ/プレーヤ、ビデオテープレコーダ（セット）、チューナ、STB）
6	音響機器（MDプレーヤ、デジタルオーディオプレーヤー（フラッシュメモリ）、デジタルオーディオプレーヤー（HDD）、CDプレーヤ、デッキ除くテープレコーダ、ヘッドフォン及びイヤホン、ICレコーダ、補聴器）
7	補助記憶装置（ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード）
8	電子書籍端末
9	電子辞書、電卓
10	電子血圧計、電子体温計
11	理容用機器（ヘアドライヤー、ヘアーアイロン、電気かみそり、電気バリカン、電気かみそり洗浄機、電動歯ブラシ）
12	懐中電灯
13	時計
14	ゲーム機（据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム（ミニ電子ゲーム）、ハイク系トレンドイ）
15	カー用品（カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナ、カーステレオ、カーラジオ、カーCDプレーヤ、カーDVD、カーMD、カースピーカ、カーアンプ、VICSユニット、ETC車載ユニット）
16	これらの付属品（リモコン、ACアダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器 等）

13

※小型家電リサイクル法説明会資料より抜粋（環境省リサイクル推進室）